

『指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業』 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山口県指定 第3578100293号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだうけていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 阿北福祉会
- (2) 法人所在地 山口県萩市大字上小川東分1406番地
- (3) 電話番号 08387-4-0231
- (4) 代表者氏名 理事長 吉田 幸良
- (5) 設立年月日 昭和56年8月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定
(山口県指定 第3578100293号)
※当事業所は、特別養護老人ホーム阿北苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 阿北苑デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 山口県萩市大字上小川東分1406番地
- (5) 電話番号 08387-4-0261
- (6) 事業所長（管理者） 小 河 里 美
- (7) 事業所の運営方針 事業計画（運営方針）による。
- (8) 開設年月日 平成6年3月7日
- (9) 通常の事業の実施地域 萩市
- (10) 営業日及び営業時間
営業日 毎週月～金曜日（12月31日から1月3日を除く）
営業時間 午前8時30分～午後5時30分
(但し、サービス提供時間は午前9時30分～午後4時00分)
- (11) 利用定員 30人

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数
1. 管理者	1 人
2. 生活相談員	1 人以上
3. 介護職員	4 人以上
4. 看護職員	1 人以上
5. 機能訓練指導員	1 人以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費を除き、負担割合証の割合に応じ介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事サービス

- ・当事業所では、献立表により栄養並びにご契約者の身体の状態及び思考に配慮し、なおかつ希望により粥食・きざみ食、各種治療食にも対応します。
- ・昼食の時間は12時からです。

②送迎サービス

- ・地理的条件や身体状況を考慮し、各種専用車輛により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の支援を行います。

③入浴サービス

- ・入浴または清拭を行います。一般浴槽での入浴、希望により1人浴槽での入浴を選んでいただきます。

④健康状態の確認

- ・各種サービスを利用するための健康チェック等を行い健康状態を把握します。

⑤機能訓練サービス

- ・ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

⑥日常生活上の援助

- ・ご利用者の身体能力を最大限活用した日常生活上の援助を行います。

⑦相談・助言に関すること

- ・当事業所は、ご利用者やその家族からの相談について誠意をもって応じ、適宜、必要な助言、生活支援を行うよう努めます。

<サービス利用料金(1ヶ月につき)>

ご利用者の介護度に応じた、介護保険負担割合による利用料金をお支払い下さい。

※介護保険負担割合証・利用者負担1割の場合

介護度	要支援1	要支援2
1. サービス基本単価	1,798円	3,621円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円	176円
自己負担額	1,886円	3,797円

※介護保険負担割合証・利用者負担2割の場合

介護度	要支援1	要支援2
1. サービス基本単価	3,596円	7,242円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	176円	352円
自己負担額	3,772円	7,594円

※介護保険負担割合証・利用者負担3割の場合

介護度	要支援1	要支援2
1. サービス基本単価	5, 394円	10, 863円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	264円	528円
自己負担額	5, 658円	11, 391円

以下については、サービス基本単価が日割計算になります。

- ①ショートステイ等を利用した。
- ②月途中で要支援から要介護になった。
- ③月途中で要介護から要支援になった。
- ④月途中で要支援度が変わった。
- ⑤サービス事業所を変更になった。

1日につき

利用者負担1割の場合		利用者負担2割の場合		利用者負担3割の場合	
要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
59円	119円	118円	238円	177円	357円

◇加算説明

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する職員の割合が、70%以上の状況により算定します。

科学的介護推進体制加算 ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所サービスの適切かつ有効な提供に活用していることにより算定します。

（Ⅰ）1月につき 40円（1割） 80円（2割） 120円（3割）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ ロとして、サービス利用料金の合計の1000分の120（12.0%）に相当する金額を、別途お支払いいただきます。

◇介護保険の給付対象とならないサービスについては別途いただきます◇

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ①食事の提供に要する費用 1食 590円
- ②おむつ代 実費をいただきます。
- ③レクリエーション 材料代等の実費をいただくことがあります。

（3）サービスの提供について

- ①サービスの提供にあたっては、ご利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は親切丁寧に行ない、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- ③サービスの提供に用いる設備、器具については、安全、衛生に常に注意します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用の都度お支払いいただくか、金融機関からの自動引き落としもできます。ご相談下さい。

5. 衛生管理

当事業所は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。事業所における、感染症及び食中毒の予防又はまん延防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し職員に周知徹底しています。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。その他、厚生労働大臣が定める感染症及び又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6. 事故発生時の対応及び緊急時の対応

当事業所は、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者及びその後見人又はご利用者の家族、保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、必要時にはご利用者の主治医または希望搬送病院への連絡を行い、医師の指示に従います。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電話番号	
希望搬送病院名 及び電話番号		
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼夜の連絡先	

7. 非常災害対策

当事業所は、非常災害に備えて、火災及び、地震、風水害等の災害に対処するための計画を定めるとともに、定期的に(年2回以上)避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

8. 業務継続計画

感染症や非常災害が発生した場合に、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 虐待の防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会及び研修会を定期的に行い、周知徹底を図ります。また、これらの措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

10. 身体的拘束等の適正化の対策

当事業所は、原則としてご利用者に対する身体拘束を行いません。ただし、当該ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し保存します。

11. 資質向上の取組

当事業所は、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、研修の機会を確保し職員の資質向上を図ります。

12. ハラスメント対策

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

なお、利用者やその家族等から受けるものも含む内容であり、従業員の就業環境が害されることを防止しています。そのため、利用者又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な暴言、暴力
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為について、施設からの改善要請に従わない場合は、サービス提供の見直し又は契約解除について説明しています。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。また、当事業所の職員である期間及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

個人情報の取扱については、サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし情報提供については、あらかじめ書面にて同意を得るものとします。ご利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

14. 苦情・相談の受付について

(1) 当事業所における苦情・相談の受付

当事業所のサービスについてご不明な点や疑問、苦情やご相談がありましたら、下記までお気軽にご相談下さい。

- 苦情解決責任者 管理責任者 小 河 里 美
- 受付窓口担当者 生活相談員 宮 内 和 人
- 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
- 電話番号 0 8 3 8 7 - 4 - 0 2 6 1

面接及び訪問させていただき、迅速かつ適切に責任をもって調査、改善をいたします。

また、ご意見箱を受付窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情・相談受付機関

萩市役所 高齢者支援課	所在地 山口県萩市大字江向 510 番地 電話番号 0838-25-3131
国民健康保険団体連合会	所在地 山口県山口市大字朝田字岡の口 1980-7 電話番号 083-995-1010
福祉サービス苦情解決委員会 (山口県社会福祉協議会)	所在地 山口県山口市大手町 9-6 電話番号 083-924-2837

令和 年 月 日

指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

〒759-3202 山口県萩市大字上小川東分 1406 番地
社会福祉法人 阿北福祉会 阿北苑デイサービスセンター

説明者〔職氏名〕 生活相談員 宮 内 和 人 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 山口県萩市大字

氏名

身元引受人 住所 山口県萩市大字

氏名 〔続柄〕